

## 国内経済要録

### ◇米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の中小企業対策について

政府、本行、全国銀行協会連合会および全国信用金庫協会・全国信用金庫連合会では、輸出関連中小企業に対し、概要次のような対策を講ずることとした。

#### (1) 政府の緊急措置

政府は9月23日、「米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について」、大要次のような閣議決定を行なった。

##### イ. 金融上の特別措置

政府関係中小企業金融3機関による特定の輸出関連中小企業に対する滞貨・減産・転業資金に係る長期低利の融資等につき、次の金融上の特別措置を講ずることとする。

##### (イ) 融資規模の拡大

政府関係中小企業金融3機関の融資規模を1,500億円拡大する。

##### (ロ) 融資条件の緩和

貸付期間は3年以内を原則とするが、必要に応じて5年以内(いずれも据置き1年以内)とし、特利適用部分については、金利を6.5%(3年をこえるものについては4年目以降7%)に引き下げる。

##### (ハ) 融資限度の別わく設定

現行の融資限度のほか、別わくの融資限度を設定し、融資限度を倍増する。

##### (ニ) 財政措置

上記の諸措置に伴い、政府出資および財政投融資の追加等の財政措置を講ずる。

##### (ホ) 設備近代化資金等の返済猶予

輸出関連中小企業であって、中小企業振興事業団高度化資金および中小企業設備近代化資金の返済が著しく困難と認められるものについては、返済猶予を認めるものとする。

##### ロ. 信用補完措置

輸出関連中小企業のうち信用力、担保力に乏しいものについては、信用補完の拡充を図るため、中小企業信用保険につき、保険限度の別わく設定、保険料率の引下げ、てん補率の引上げなどの保険特例措置を新設する。

##### ハ. 為替取引安定措置

中小企業の円滑な輸出入取引を促進するため、外国

為替資金特別会計は、中小企業製品の輸出に係る期限付輸出手形を買い取った外国為替公認銀行に対し、これらの手形に見合って外貨預託を行なう。

##### ニ. 税制上の特別措置

輸出関連事業を営み、とくに大きな影響を受ける中小企業について、今後1年間は、欠損金の繰戻し制度による還付を既往3年間(現行1年間)にさかのぼって行なうことを認める。なお、地方税においても欠損の繰越しについて特例措置を講ずる。

##### ホ. 事業転換の円滑化

中小企業の事業転換が円滑に進められるよう、事業転換を行なう者に対して、中小企業振興事業団の高度化資金貸付を行なうなどの措置を講ずることとする。

##### (2) 本行の中小企業関係期限付輸出手形の買取り措置

本行は、最近における外国為替取引の実情にかんがみ、中小企業関係の輸出取引をいっそう円滑ならしめる趣旨から、為替変動幅制限の停止措置が存続している間の臨時措置として、現行外国為替手形買取りの買取り限度額の別わくとして、別に定める金額の範囲内で中小企業関係期限付輸出手形を引当てとする外国為替手形の買取りを行なうこととし、9月25日以降外国為替公認銀行買取り分から実施した。

##### (3) 全国銀行協会連合会

全国銀行協会連合会では9月2日、「最近の国際情勢下における中小企業対策」を申し合わせた。おもな内容は次のとおり。

イ. 中小企業貸出残高の増加に努め、中小企業への圧迫を極力緩和するよう配慮すること。

ロ. 輸出手形の資金化について積極的に配慮すること。

ハ. 政府関係中小企業金融機関の代理業務について、事務手続の迅速化に努める。

##### (4) 全国信用金庫協会・全国信用金庫連合会

全国信用金庫協会および全国信用金庫連合会では、概要次のような措置を講ずることとし、9月11日付けをもって会員金庫あて通知した。

イ. 輸出入関連中小企業に対し、積極的に貸出を行なうものとし、このため信用金庫業界(全信連を含む)は、5,000億円の資金を用意する。

ロ. 政府関係中小企業金融機関の行なう救済融資には、代理貸付を通じて積極的に協力するとともに、事務手続の迅速化に努め、資金供給の円滑化を図る。

#### ◇短資流入規制の強化

政府は、従来行政指導により行なっていた短資流入規制を法制化し、規制を強化した。規制の概要は次のとおり。

##### (1) 輸出前受け金の規制(8月31日、臨時特例省令制定)

従来は輸出前受け金を外貨で受領し、それを為銀で円に換えることは許可が不要であったが、今回の省令により、大蔵大臣が別に定める場合を除き許可が必要となった(許可が必要ないものとして大蔵大臣が定めているのは1万ドル以下の前受け金)。

##### (2) 為銀の外貨負債等の規制(9月6日省令改正)

従来、行政指導のみによって行なわれていた円転規制および対外債務残高規制を、法令を根拠とする規制にするため、関係省令の改正が行なわれた。

#### ◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建

輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	7.75%	7.75%	8.0%	8.0%
9月3日以降	7.75	7.875	8.0	8.125
10月2日〃	7.625	7.75	7.875	8.0
10月5日〃	7.625	7.625	7.875	7.875

#### ◇英ポンド建現地貸金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、英国の公定歩合引下げ(9月2日、6.0→5.0%)およびこれに伴う現地短期金利の低下傾向にかんがみ、英ポンド建現地貸金利を次のとおり改訂した。

(改訂前)	(9月6日以降)
7.7%以上	6.7%以上